

広報



昭和51年12月1日

# あいお

No. 156

住民基本台帳登録人口

(11月1日現在)		前月対比
人口	9,383人	23
男	4,452人	14
女	4,931人	9
世帯数	2,438世帯	5

発行 秋穂町役場

## 自然とのふれあい

前日の雨もすっかり上がった十一月五日、秋穂保育園児さんたちは園外保育で母さんたちの作ってくれた芋畑へ、芋掘りに出かけました。

どろんこになって掘るうち「すごい／＼」「デブッチョ芋見つけた／＼」「赤ちゃん芋見つけた／＼」と、収穫の喜びを体いっぱい、歓声をあげる園児たち。た



ちまちさつまいもの山ができました。

また、カブトの幼虫を見つけ輪になって見守る園児など、自然の中で目を輝かせていました。

運動がよかったのかお昼の給食は全員残さず食べ、掘った芋をリュックにつめて、意気揚々と引き揚げました。



# 飲酒運転を追放しよう

## 運転するときは飲まない・飲ませない!

年末・年始は特に注意を  
 年末・年始には、忘年会・年始のあいさつまわり・新年宴会等で、飲酒の機会が多くなります。

- 飲酒すると
- 気が大きくなり、自分の能力を過大評価する。
- 周囲に対する注意力が乏しくなる。
- 物事を考え、判断する力が鈍くなる。
- 自戒し、反省する能力がなくなる。
- など危険な要素が増えてきます。

### 飲酒運転は社会の敵

飲酒運転は自分一人だけの問題ではありません。事故を起こすと自分や相手方だけでなく、その家族やそれまで全く無関係の人にまで大きな迷惑をかけます。

「軽い気持ち」を捨てよう

- 飲酒運転をした人は、それが悪いことと知りつつ
- 車がないとあした困るから。
- 酔っていないから大丈夫。
- もう覚めたから、すぐそこまでだから。

といった軽い気持ちでハンドルを握っています。しかし、しまったと思っただけはもう手後れです。

飲酒運転事故をなくすために  
 家庭も、職場も、酒場でも次のことを守ってください。

- 酒席には車を運転して行かせないこと。
- 車を運転している人には、絶対に酒を飲ませないこと。
- 酒を出した場合は、必ずキイを預かりタクシー等で送ること。

■会合の主催者等は責任を持って指導し、キイを預かるか、または送迎の手はずをし、結果を確認すること。

■同僚・友人同志お互いに注意し合うこと。

飲んだら乗るな

乗るなら飲むな

飲ませるな



## 老人医療費が急上昇

### 総医療費に占める割合県下でトップ

現在、秋穂町では国民健康保険の加入者で、老人医療の適用を受けられるかたが、五百六十名程度あります。これは、国保加入者全体の一四割に当たります。

最近では、総医療費に占める老人医療費の割合が急増し、老人医療費の月額が、昨年度同期には五百五十万円から六百五十万円であったものが、今年は一千万円から一千万五千円に達しました。

表をご覧になっておわかりのように、秋穂町国民健康保険の総医療費の約半分は、被保険者の一四割に当たる老人の医療費で費やされていること、総医療費に占める老人医療費の割合が、昨年度は県下でも中の下あたりの順位であったものが、今年は上位に定着し、八月診療分において、ついに県下五十六市町村の最高となったことが目立ちます。

以上のことから、昨年に比べて今年も老人医療費が急増し、来年度の国民健康保険税に多大な影響を及ぼすことが心配されますので、次のことを心がけて、適切な受診をされますようお願いいたします。

次の表は最近三か月の動向です。

月別	年度	総医療費に占める老人医療費の割合	県下平均	県下の順位
6月	50年度	36.2%	35.1%	33位
	51年度	46.7%	34.7%	2
7月	50年度	34.8%	35.0%	37
	51年度	45.6%	35.5%	3
8月	50年度	32.0%	34.9%	47
	51年度	46.2%	35.5%	1

- お年寄りの医療費は無料といっても、これは自己負担分(三割)を、国・県の補助金と町費で負担し、残りの七割は秋穂町の国民健康保険が負担しているのです。医療費が増加すれば保険税での負担も当然増加しますので、乱受診はできるだけ避けてください。
- みだりに、病院や診療所を転々と変えることは医療費のむだとなり、重複して注射や検査を受けることは、かえって健康を害することになります。
- 平素から体に気をつけることはもちろんですが、「体の調子がおかしい」と思ったら、すぐかかりつけのお医者さんに診てもらい、早く治すように心がけましょう。

## ただいま秋の火災予防運動実施中

火災の原因の大半は、人の不注意による失火です。家庭はもとより職場においてもみんなが気をつけて、不用意な火の取り扱いによる火災をなくすよう、努めましょう。

家庭に一本は、消火器を備えておきましょう。



## 映画館・百貨店などの建物は定期調査と報告を

四十六年一月から山口県建築基準法施行細則の一部が改正されて、次の建築物の所有者(管理者)は、建物の敷地・構造および設備の状況を、三年ごとに有資格者に調査せよ、その結果を県に報告しなければなりません。

1. 床面積が一〇〇平方メートル以上の劇場・映画館・演芸場または観覧場。
2. 床面積が二〇〇平方メートル以上の病院・旅館またはホテル。
3. 床面積が三〇〇平方メートル以上の百貨店またはマーケット。

調査結果の報告先は山口土木事

# 受賞のお喜び

## 内閣総理大臣表彰

浜内 福嶋統夫さん

昭和五十年因勢調査調査員の中から優秀調査員として選ばれ、県下三十七名の受賞者の一人として十一月十六日山口県統計大会において表彰されました。

## 県知事表彰

老人作業グループ 楽焼教室

十一月九日山口市民会館で開催された、第二十六回山口県総合社会福祉大会において、県下の優良老人作業グループとして、楽焼教室(会員三十一名)が県知事から表彰されました。



ご自分の作品を手に喜びと楽焼の楽しさを語る作業グループの一員

本町

中嶋重介さん(81)

「ほうびをもううてうれいこと。私しやー始めて二年目。八十の手習いじや。先生の「ようできました。もう少しここをこうするといねえ。」のひと言がうれしゅうての。ついそれだけで造るその。造ったものももううてもらうそがまた、うれしゅうての。「一っください」と言うてくれる人しやー、喜んであげる。春ぬくうなったら、こんだら徳利花びんを造ってみようと思うちよるでの。」と。

# 秋穂 秋穂新生

## 両漁協の統合成る

10月27日秋穂地区漁業協同組合連合会を設立

秋穂地区には、昭和三十九年以來秋穂・秋穂新生の両漁業協同組合がありますが、五十一年度に第五次漁港整備事業によって荷捌(き施設用地が竣工することとを背景に、両漁協の組合員から販売事業を統合する機運が高まってきました。



さらに、第二次沿岸漁業構造改善事業によって、荷捌き施設(魚市場)が建設されるのを契機にして、現在、両漁業協同組合が行っている販売事業(魚市場の経営)を統合する話がちも上ってきました。

これに伴って三月二日、両漁業協同組合・県・町・系統機関で構成された販売事業統合推進協議会(会長は町長)が発足しました。以来、協議を重ねること十数回を経て、販売事業を連合会組織で運営することについて、細目には

設現場できり行われ、来春には、施設とともに最新設備を誇る陸上活魚槽(いけす)も完成の予定です。

これらによって、漁獲物の流通が改善され、魚価の安定が確保されるなど、地区の漁業振興の発展に大きな期待が寄せられるところ

務所です。様式、その他詳しいことは山口土木事務所へお問い合わせください。

## 第28回「人権週間」

12月4日~10日

人権とは、人間が人間らしく生きるために当然持っている、また持たねばならない天賦自然の権利のことです。

人権は、本来他人から与えられたり、他人に守ってもらわなければならない、みんなの不断の努力によってはじめて守っていくことができるものです。また、自分の権利を尊重してもらうためには、他人の権利をも尊重することが大切です。

わが国では、毎年十二月十日を最終日とする一週間を人権週間と定め、法務省及び全国人権擁護委員連合会が主催して、特設人権相談所の開設や講演会の開催等、いろいろな行事が行われています。皆さんの毎日の生活のなかで、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようなものかわからなくて、困ったりすることがあると思います。

このようなときは、法務局や人権擁護委員が、いつでも無料で秘密を守って相談を受けています。お気軽にご相談ください。

本町の人権擁護委員は、中条 宮原勝恵さんです。

# 来年1月1日から 農業者年金制度が改正

農業者年金も、すでに経営移譲年金の給付が始まっていますが、最近の農業者所得の推移等により、五十二年一月一日から第二回の改正が、次のように行われることになりました。

**主な改正点**

1. 年金額の引き上げ  
年金額（経営移譲年金・農業者老齢年金）を、四十九年度の一・四八倍に引き上げ。  
これを経営移譲年金に例をとれば、五年加入者で毎月の年金額一万七千六百円が、二万六千円になります。
2. 保険料の改定  
給付額の引き上げに伴い、現在、月額千六百五十円の保険料が、三年間に段階的に引き上げられることになりました。これは、一度に負担を大きくかけないためにとられた措置です。  
  - 五十二年一月から十二月まで 月額二千四百五十円に。
  - 五十三年一月から十二月まで 月額二千八百七十円に。
  - 五十四年一月以降は月額三千二百九十円になります。
3. 離農給付金が、現行の一・四八

あなたは、将来老齢年金を受けることができますか。今一度、老



## あなたは将来老齢年金を受けられますか

後について考えてみましょう。若い時はとかく「年金なんて」と思っているかたが多いようですが、年を取ってからあわてても間に合いません。

最近、町民課の窓口には、「国民年金に加入したいのですが、加入できますか。」と来られるかたが多いようです。話を聞いてみればもう六十歳、こんなに年取ってからでは遅いのです。

国民年金は、二十歳から五十九歳までの間で、どの年金制度にも加入していないかたは、必ず加入することになっています。また、サラリーマンの奥さん、学生さん、公務扶助料・遺族年金・軍人恩給等を受給しておられるかたも、希望で加入することができます。

今、自分はこの年金制度に加入しているのか、将来は老齢年金を受けられることができるのか、よく確かめておく必要があるのではないのでしょうか。

国民年金の加入手続きは、町役場町民課または、大海支所で行っています。詳しいことは、町民課福祉係へお尋ねください。

倍に引き上げられます。

◎農業者年金への加入は加入資格には、当然加入と任意加入があり、五十二年一月一日現在では

**当然加入資格者** 大正九年一月二日以降に生まれた人

**任意加入資格者** 昭和十二年一月二日以降に生まれた人

に限定されています。

加入要件等については、今年五月一日発行の町広報紙に説明してありますので、参照してください。

なお、詳しいことは農業委員会または農業協同組合にお問い合わせください。

### 戸籍謄本の請求には 使用目的を明らかに

十二月一日から戸籍謄本の交付請求のしかたが改正されます。改正の理由は、戸籍を不当に利用して、国民のプライバシーを侵害することのないようにすることにあります。

今後、他人の戸籍や除籍の謄本を請求するときは、「請求の事由」つまり何の目的に使用するかを具体的に示していただくこととなります。もし、その請求が不当な目的によるものであるときは、これに応じられないこととなります。

また、戸籍の閲覧は、できなくなります。

なお、郵便で請求する場合の手数料は、必ず現金書留か、郵便局の定額小為替で納めてください。

ご注意

1. 今後戸籍や除籍の謄抄本等の請求については、交付申請書を書いていただくこととなりますから、本籍・筆頭者氏名等がわかるように用意してください。
2. 本人といつわったり、うその事由を示して、戸籍の謄本等の交付を受けたときは、過料に処せられることがあります。

そのほか、戸籍や除籍の謄抄本の請求についてご不明の点は、町民課又は大海支所へお問い合わせください。

### 固定資産税

第3期分の納期は

12月25日まで

### 52年新春出初式

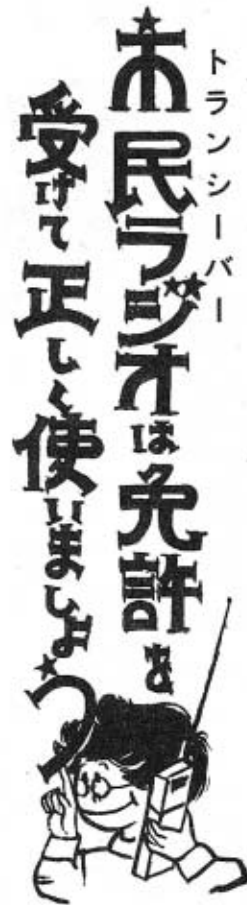
恒例の新春出初式が、一月五日（水）午前九時三十分から、秋穂小学校運動場で行われる予定です。

### 執務時間の変更

十二月一日から二月末日まで、役場の執務時間が午前九時から午後四時四十五分までとなります。

### ご冥福を祈ります

部落	氏名	逝去の日
浜内	樽本五一さん	10月23日
黒潟北	國繁正徳さん	10月26日
黒潟北	光永 定さん	10月26日
天神町	松崎三吉さん	11月2日
先青江	吉松虎市さん	11月4日
赤崎	藤田スミさん	11月4日
北条	松田ハルコさん	11月10日



◎「市民ラジオ」(一般にトランシーバーと言われているもの)も無線局の一種ですから、免許が必須です。

免許を受けないで無線局を使うと一年以下の懲役または五万円以下の罰金に処せられます。(電波法第四条第一項、同法第一百条第一項)

**免許の受け方**

市民ラジオの場合、機器を購入すると免許申請書の用紙が添付されています。

これに必要な事項を記入して、無線機一台につき収入印紙八百円を貼って中国電波監理局へ提出してください。やがて免許状が送付されてきますから、それを入力してから使うようにしてください。他人から譲り受けた場合も、改めて申請が必要です。

◎ 規定以上の強い電波が出るもの(例えば三ワットとか五ワットのハイパワーの機器)や規定以外の電波が出るもの(例えば二十三チャンネルとか四十チャンネルの機器)は、購入しても日本国内では免許を受けられません。

◎ 免許を受けた市民ラジオであ

っても、指定外の周波数や大きい空中線電力が発射できるよう、改造して使用することは認められません。また、別の外部アンテナを付けたりすることも認められません。

詳しいことは、〒730 広島市東区白島町一九一三六 中国電波監理局 陸上部または監視部(T.E.L. 〇八二二一七〇五一)へお問い合わせください。

**民間企業に身体障害者の雇用を義務づけ**

昭和五十一年十月一日から身体障害者雇用促進法が改正施行され民間企業においては一・五%以上の身体障害者の雇用が法的に義務づけられ、それに伴い次のような制度が定められました。

- 一、適用単位 企業単位とする
- 二、身体障害者雇用納付金(当分の間、常時三百人以上の常用労働者を雇用する事業主) 雇用率を未達成の事業主は、未達成分一人、月三万円を納付することになります。
- 三、身体障害者雇用調整金(当分の間、常時三百人以上の常用労働者を雇用する事業主) 雇用率以上を雇用の事業主へ、一人月一万四千元が支給されます。
- 四、報償金(当分の間、常時三百人以下の常用労働者を雇用する事業主) 一定の条件を満たし

た事業主に支給されます。

五、身体障害者職業生活相談員の選任

- (1)、五人以上の身体障害者を雇用している事業所は、選任しなければなりません。
- (2)、相談員は、資格要件が必要で

六、雇用状況の報告を義務づけ、毎年六月一日現在で、翌月十五日までに雇用する常用労働者の数から、除外率により除外すべき労働者数を控除した数が六十七人以上の事業主

七、解雇の届出 身体障害者を解雇する場合は、事前に安定所へ届け出なければなりません。

八、その他、助成金等の制度もあります。

詳しいことについては、公共職業安定所へお問い合わせください。

**工業統計 調査にご協力をお願いします**

工業の実態を明らかにするため、今年も十二月三十一日現在ですべての製造業を対象として、工業統計調査が行われます。また、製造業を営営する企業のうちから、抽出選定された指定企業(町内五事業所)を対象に、五年ごとに実施されている「工業実態基本調査」も併せて行われます。

ご多用のところご迷惑とは思いますが、調査員が伺いましたら調査にご協力くださるようお願いいたします。

**小包郵便物の差し出し**

年末贈答小包は、十二月十五日までにお出しください。遅く出されずと年賀状と重なり、年内には配達できない場合があります。また、せつかくの贈り物ですから途中で破損しないよう、しっかり包装してください。

年賀状の差し出しの準備はお済みですか

十二月はなにかと多忙な月です。土・日曜日を利用して早めに準備していただき、十二月二十日までにしてお出しください。遅くなりませんと、正月に配達することができなくなります。

郵便物のあて名は、番地・棟番号・〇〇荘・〇〇方等の肩書きまで正確にお書きください。また、子供さんあては、世帯主のお名前を必ず書きそえてください。同姓同名等がありました場合、配達できない状態になりますので、ご協力をお願いいたします。

☎の手続きは

お済みですか

昭和四十九年九月二十三日以前にお預けになった定期貯金証書をお持ちのかたは、☎(マルカエ)の手続きをされますと、利息が有利になります。まだのかたは、お早めにごぞ。

郵便物は、郵便番号によって区分けされます。もし誤った番号を書かれますと、目的地以外の局へ送られてから目的地の局へ回送されます。また、郵便番号が書かれていないものは別に区分けされず、どちらの場合も届くのが遅くなりますので、郵便番号は正確にわくの中に書いてください。



磯部亜紀子ちゃん  
(8カ月)

# みんなの健康

## 今月の保健衛生行事表

日	曜日	受付時間	行事名	場所	対象
3	金	9:00 12:00	若妻学級	中央公民館	結婚してはじめての妊婦または若妻
8	水	13:30 14:30	秋徳乳幼児相談	中央公民館	乳幼児とその母親
9	木	13:30 14:30	大海乳幼児相談	大海分館	乳幼児とその母親
10	金	9:00 12:00	若妻学級	中央公民館	結婚してはじめての妊婦または若妻
14	火	9:00 12:00	若妻学級	中央公民館	結婚してはじめての妊婦または若妻

## 年末衛生業務のお知らせ

十二月下旬から一月上旬までのごみ処理等、衛生業務は次のように行いますので、お間違いのないようご協力をお願いします。

### ごみ収集

#### 燃えるもの

- 十二月二十八日(火)までは、平常どおり定められた日に収集します。
- 十二月二十九日(水)から一月四日までは、休みます。
- 一月五日(水)には町全域を可燃物・不燃物を問わず収集します。
- 収集業務を行わない間のごみは持ち出さないで、家庭で保管するか、個人で直接ごみ処理場へ搬入してください。

#### 燃えないもの

- 十二月二十四日(金)までに、

持ち出してください。

### 不用犬の引き取り

- 十二月二十三日(木)で終わる一月六日(木)から始めます。

### ごみ処理専用袋の取り扱い

- 十二月二十八日まで行います。
- 二十九日から一月四日まで取り扱いませんので、早めにお求めください。

### 火葬場の使用

- 火葬場使用の手続きは、年末年始を問わず随時行います。



北西の風が身に  
しみる寒い季節です。ほかほかと湯気のたちのぼる「なべ」をかこんで、ワイワイガヤガヤと子供や孫たちと共にする食事の風景も、戦後核家族の流行とともに遠くなり、現在では親子の断絶という言葉を多く聞くようになりました。

食事は私たちが生きるためのものでもありますが、また人びとの心を通わせる大切な一つの行事だと思っています。

今月は「なべ料理」のもつ徳(得)を考えてみましょう。

- ① いろいろな材料を取り合わせるから栄養の欠陥がない。
- ② 煮ながら食べるので食中毒などの心配がない。
- ③ 料理しなくても材料をそろえるだけで台所を預かる主婦はとても楽である。

- ④ 味付けは一人ひとりの好みに変えて食べられる。
  - ⑤ 皿に盛り付けないから残したりするむだがない。
  - ⑥ なんととっても心も体も温まる。
  - ⑦ 皿をあまり使わないから、あとかたづけが簡単である。
  - ⑧ 油っこい材料も熱いのをふきふき食べればあまり鼻につかない
  - ⑨ 汁に逃げるビタミンB、Cなどもむだにならずに食べられる。
  - ⑩ みんなで円くなって食べるので、ムードがよく団らんを楽しめる。
  - ⑪ 客をもてなすときなど席の上下を争ったり、譲ったりがなく、民主的である。
  - ⑫ 材料の鮮度を自分の目で確認できて安心して食べられる。
  - ⑬ 一つの「なべ」をつつく親近感が人間関係をよくする(嫁・姑親子の断絶などの解消に役立つ)。
  - ⑭ 残りの野菜など利用できて経済的である。
  - ⑮ 財布の中身にに応じて具の種類は伸縮自在である。
- 「なべ」というものは私たちの先祖が穴居時代から使っていたと言われているもので、現在なおこの徳をたたえて惜しまないものです。
- 寒い季節には大いに「なべ料理」に親しみ、スタミナをつけて、カゼをひかないようにしましょう。

### 51年度 環境衛生事業実施状況の報告

私たちの生活環境の整備は、できるだけ自分たちの手で行うために、町環衛連（会長 三尾勝次氏）では年間の事業計画に基づき事業を実施してきました。その状況を次のとおり報告し、ご協力いただきました皆様がたに深謝いたします。

部 落 名	春の清掃 回回数	掃雪 回回数	冬の清掃 回回数	秋の清掃 回回数	自動車 回回数	利用回数	台数
大河内北	○	○	○	○			
大河内南	○	○	○	○			
天 神 町	○	○	○	○	2	2	2
赤 北	○	○	○	○	3	3	3
赤 南	○	○	○	○	2	2	2
中 井	○	○	○	○	8	6	14
井 野	○	○	○	○	11	11	11
新 井	○	○	○	○	41	1	41
小 浜	○	○	○	○	4	14	18
小 浜	○	○	○	○	22	5	27
日本	○	○	○	○	15	5	20
日本	○	○	○	○	18	3	21
山 崎	○	○	○	○	1	1	1
山 崎	○	○	○	○	8	1	9
山 崎	○	○	○	○	1	1	1
山 崎	○	○	○	○	1	1	1
山 崎	○	○	○	○	1	1	1
山 崎	○	○	○	○	9	9	9
山 崎	○	○	○	○	1	1	1
山 崎	○	○	○	○	12	1	13
山 崎	○	○	○	○	2	10	12
山 崎	○	○	○	○	2	2	2
山 崎	○	○	○	○	2	5	5
山 崎	○	○	○	○	2	2	2
山 崎	○	○	○	○	2	1	4
山 崎	○	○	○	○	1	2	3
山 崎	○	○	○	○	1	2	3
山 崎	○	○	○	○	64	64	64
山 崎	○	○	○	○	82	16	98
山 崎	○	○	○	○	17	17	17
山 崎	○	○	○	○	12	12	12
山 崎	○	○	○	○	16	13	29
山 崎	○	○	○	○	14	7	21
山 崎	○	○	○	○	14	7	21
計	300	180	140	250	352	108	460

作業中の  
(上) 井南区  
(下左) 宮ノ口区  
(下右) 小浜区



備考 実施状況は、11月1日現在各区から報告のあったもの。  
・毎所清掃で使用した自動車台数は、この数字に含まない。

## 幼稚園



教育委員会では、町立東幼稚園の五十二年度園児を、次の要領により募集します。  
募集人員 四歳児 二十五名

入園資格 昭和四十七年四月二日から昭和四十八年四月一日までの間に出生した幼児。

秋穂町内に住所を定める保護者と同居している幼児。

安全かつ容易に通園できる幼児。

保育に耐える程度に精神的・肉体的に健康な幼児。

受付期間 五十一年十二月六日から五十一年十二月十五日まで。

応募方法 入園を希望する幼児の保護者は、教育委員会および大海支所に備え付けの入園願書を教育委員会または大海支所へ提出してください。

選考 応募者が定員を越す場合には、別に定める選考基準により入園内定者を選定し、十二月末

日までには保護者に通知します。

入園内定者が入園を辞退した場合の欠員補充は、あらかじめ定められている順番による補充者により入園を内定し、保護者に通知します。

入園許可通知 教育委員会は二月末日までに、幼稚園入園許可通知書を送付します。

## 保育所(園)

六日で、一日の教育時間は四時間が原則です。  
納付金 (五十一年度による)  
授業料 月額 三千円  
給食費 一食 百円  
教材充実費 百円  
なお、授業料については、生活保護法に規定する世帯は全額免除され、町民税所得割税額が五千円未満の世帯については、減免等があります。  
幼稚園の休業日 幼稚園には、次のとおり休業日があります。

1. 日曜日と国民の祝日
  2. 学年始め 四月一日から四月七日まで
  3. 夏季 七月二十一日から八月三十一日まで
  4. 冬季 十二月二十五日から翌年一月七日まで
  5. 学年末 三月二十七日から三月三十一日まで
- なお、ご不明な点がありましたら、教育委員会事務局(電話二二三一・有線二三四二番)へお問い合わせください。

### ご注意

◆ 受け付けの際、入所理由等についてお聞きしますので、印鑑を持って必ず保護者がおいでください。  
◆ 入所を希望される保育所(園)について定員を超える場合は、入所調整を行うことがあります。

◆ 五十一年度入所児童のうち、引き続き入所を希望する児童については、入所申請書は各保育所(園)に提出してください。

◆ 児童館に入館を希望する児童については、五十一年一月十七日(月)から一月二十日(木)まで、町社会福祉協議会で受け付けます。保護者が印鑑持参の上、申請してください。

◆ 秋穂側 五十一年一月十七日(月)から一月二十日(木)まで、町民課窓口で、大海側で申請できなかったかたは、この期間に申請してください。

黒湯保育所 七十名

秋穂保育園 九十名

大海保育園 九十名

秋穂児童館 五十名

受付期間及び場所

○ 大海側 五十一年一月十二日(水)から一月十四日(金)まで、大海支所で。  
○ 秋穂側 五十一年一月十七日(月)から一月二十日(木)まで、町民課窓口で。大海側で申請できなかったかたは、この期間に申請してください。

教育日数等 一週(五日)は、別々に定めて選考基準により入園内定者を選定し、十二月末

日までには保護者に通知します。

入園内定者が入園を辞退した場合の欠員補充は、あらかじめ定められている順番による補充者により入園を内定し、保護者に通知します。



### 多彩な展示でにぎわった文化祭

十一月六日と七日の二日間開催の文化祭は、気候の異変で農繁期の最中となりましたが、たくさんの人出でにぎわいました。とくに婦人会の催された不用品即売は、安くてもよい行事でした。

また、秋穂錦鯉養殖組合の鯉の即売、小郡町役場の協力を得て、小郡観

# 公民館だより

光花木組合の植木即売も人気を博していました。

展示物では、秋穂自由美術協会のご協力による絵画展に、本町出身の画家、多田昌平さんの絵も展示され盛大でした。また、年々腕にみがかきかかる楽焼教室の皆さんの作品の数々、婦人会の衣服・手芸展は会場が狭い程の展示でした。農高生徒さんの手芸品の即売場は、小さなお子さんに人気があつて、お小使いとにらめっこ場面もありました。

毎年、観覧の皆さんに喜ばれているバザーは、スパゲティ・ウドン・ソバの献立でしたが、今年は予定数が早々と売れつくす盛況でした。

このほか、たくさんのご参加をいただき、毎年、文化祭の催しが発展することは、町民の皆様がたまたまものです。本当にありがとうございました。



## お正月には こんな料理を！

本年もお別れの月となりました。お正月には昔ながらのいろいろな料理を作られると思いますがこんな料理はいかがですか。

(栄養大学の献立より)  
六人分の料理です。

- ◎ 串ざし
- ロースハム(厚さ1cm) 1枚
- パイナップル 1枚
- 胡瓜 1/2本
- 塩 少々
- 竹串 6本
- 作り方
- ①ロースハムは放射状に6つに切る。
- ②パイナップルも①と同じように切る。
- ③胡瓜は1cmの厚さの輪切りに

- ④し1本の塩をする。
- ⑤③の水けをふいて①②と串にさす。
- ◎ えびの鬼殻やき
- 車えび(中) 6匹
- 酒 大さじ1杯
- 塩 小さじ1/2杯
- 卵黄 1/2コ分
- 小麦粉 大さじ1弱
- みりん又は酒 大さじ1杯
- 塩 少々
- 作り方
- ①車えびは塩水(水5Cに塩大さじ1杯)で洗い、ひげと足を切りそろえて腹から縦に切り開き、背わたをとり除く。
- ②①に塩・酒をふりかけ、しばらくおいて串をうつ。
- ③金あみにえびをのせて乾く程度に焼き、てりをぬってかろくげ目がつく程度に焼く。

- ◎ 漆てりは材料をませあわせて用いる。
- 柿なます
- 大根 400g
- 柿 100g
- 大根葉 20g
- 塩 小さじ1/2杯
- 砂糖 大さじ1杯
- 酢 1/2C
- 化学調味料 少々
- 作り方
- ①大根は3/4cm長さの短冊切り、柿も同じように切って、それぞれうす塩をし、後水洗いしてさっとしぼり再び酢洗いをする。
- ②大根葉は色よくゆでてみじん切りにする。
- ③三杯酢をつくって①と②をあえる。

### 12月の行事予定表

公民館の休館日 毎週月曜日  
年末29日から年始1月3日まで

◎中央公民館		
1日(水)	栄養大学 高齢者学級	午前9時
3日(金)	若妻学級	"
5日(日)	衆議院議員総選挙	
	第4投票所(講堂)	
8日(水)	楽焼教室	午前9時
"	乳幼児相談	午後1時30分
10日(金)	若妻学級	午前9時
11日(土)	園芸教室	午後1時
14日(火)	若妻学級	午前9時
16日(木)	版画教室	午後7時
17日(金)	家庭教育相談学級	午後1時10分
21日(火)	書道教室	午後3時・午後5時
26日(日)	たこつくり講習会	午前9時30分
28日(火)	公務納め	
絵画教室	毎週水曜日	
詩吟教室	"	
謡曲教室	毎週土曜日	
洋裁教室	第1・第3木曜日	
華道教室	第1・第3火曜日	
トレーニング教室	毎週火・金曜日(24日まで)	

◎大海分館		
園芸教室	第4土曜日	午後1時30分
謡曲教室	毎週木曜日	午後8時
詩吟クラブ「おおみ会」	毎週火曜日	午後8時
詩吟「秋風会」	毎週1回	午後8時



# おりこうさんネ

## いけません!!

### —ほめ方・しかり方—

してよいこと・悪いことをわからせるために、あるいは多くのしつけを身につけさせるために、ほとんどの親は、本能的に子どもたちをほめたり、しかりたりして育てています。子どもは、育てられる周りの人の力によってはじめて、人として育っていくものです。

初めは自らは何もできないし、またわからない。善悪の判断という一つのことをとってみても、周りの大人から同じよいことをした時にほめられ同じ悪いことをした時にしかられることによつて、自然に、これはよいこと・悪いことであると感じとってわかっていくのです。幼い子どもは、生命の危険さえわかっているのです。

ほめたり、しかりたりすることと一緒に子どもはよくなるものと考えていると大変な間違いが起

# 家庭教育通信No.30

こります。なぜなら、よいほめ方・よいしかり方は子どもをよくしますが、悪いほめ方・悪いしかり方は、子供をだめにしてしまいうからです。

よいほめ方とは、一生懸命やったことに対して、あるいはやっとな人でできるようにしたことに対して、「おりこうさんネ、よくやったネ。」「できるようになってよかったですね。」「というようなほめ方や言葉かけをすることです。このようなほめ方が、子供に自信をつけ、これからもやろうとする意欲を育てるのです。

よいしかり方は、自分のした悪いことが納得いくような、つまり今しかられている意味がわかるような言い方で、ごく短く、そうだもうあんなことはすまい、といった気持ちが起きてくるようなしかり方・言い方でなくてはなりません。しかし、多くの場合、大切な子どもをだめにするような悪いほめ方・しかり方をしてはいませんか。反省してみましょ。



### おたずね

五歳になる女の子がいます。近く二人目を出産いたしますが、どうしても下の子に手をとられて、上の子の方がひねくられると聞きます。どのように扱ったらよいでしょうか。

K・F

### 「お答え」

お母さんのおっしゃるとおり、下の子に手をとられるからといって、お姉さんの方をないがしろにしないこと。しかしこの場合は、年齢的にも割と間が遠いし、二・三歳と違って納得のいく年齢ですから、ご心配のようなことはないとお思います。ただ、「あなたはお姉さんでしょう、これができないの。」「という扱いでなく、「やはりお姉さんになったらよくできるのネ、いい子だね。」「赤ちゃんのお手伝いをしてくれるのネ。お母さんは助かるわ。」「というふうな、生活の中で「姉」という自信を持たせるように仕向けて、かわいがらせるとか、手伝いをさせる

### 子育てのツボ

#### 家庭教育相談学級あんない

とき 12月17日(金)午後1時10分  
ところ 中央公民館

#### レクと講演 幼児に対する親の心くばり

講師 大海小学校長 門脇俊宣先生

### 9人制バレーボール 審判講習会開催

バレーボールは、職場や団体にまた、各部落にもチームができ、非常に盛んになっています。競技のルールについては講習会や、日ごろの練習によって身につけておられますが、審判員については公認のかたがおられません。今回特に、山口県バレーボール協会のご協力により、次により講習会を行います。ふるって受講ください。

日時 十二月二十二日(日)午前九時三十分  
場所 秋穂小学校体育館  
受講人員 三十五名  
経費 千九百円(内訳 受講料千円 年間登録料五百円 審判員証四百円)

資格 本講習会を終了し、筆記試験及び実技試験に合格すると、山口県バレーボール公認審判員としての資格が与えられます。

申し込み 十二月九日までに、社会体育推進委員または、中央公民館及び、大海分館にお申し込みください。



担当 小林ひさ子先生

# 郷土史 (39)

## 著作・図書

小林和作画伯が逝去せられた昭和四九年一月には「日本美術」は、直ちに先生の追悼特集号をつくり一二月号とした。

また先生には「風景画と随筆」美術出版社、「画集・春雲秋霜」「画集・天地豊麗」「小林和作全文集・上下」いずれも求竜堂の著作があり、また数多くの「小林和作語録」や「小林和作論」が新聞・雑誌・単行本にある。今ここではこれらの中からごく一部を引用して、その絵の特色・思想・信条等を知る資としたい。

## 小林和作論

小林さんの絵には、いささかの市気も匠気もなかった。小林さんの無類の正直と童心がそのままそこに出ていた。

小林さんの絵というと、美しい紅葉の赤を主調とした秋の山や湖の絵がまず目にかぶ。青い海や湖の色も目にうかぶ。それは一見無造作に描かれているが、粗雑ではない。空気はいつも澄んでいる。

(谷川徹三・哲学者)

油絵は写生をもとにして絵を描くが、小林さんは日本画出身だから、戸外に矢立てを持って出て、デッサンをし、それからアトリエに帰って油絵にしていた。これが小林芸術を油絵としては特殊なものにした原因であろう。古くから日本画、いわゆる山水画の行き方

## 画家 小林和作 (2)

青い海は「阿波の海」あたりからで「山湖の秋」

は赤と青と黄の実に明快な作品で小林先生の獨創性が愈々高まってきたところである。私は先生の作品を評して油彩画の鉄斎だと書いたことがあるが、確かにあの力強い筆致と対象を大きく把握する画面構成はその通りだと思う。(山田竜平・京都新聞美術部長)

## 民衆画家

小林さんくらい芸術家を気取らぬ画家は珍しかった。この精神があれだけの才能と実力を持ちながら、中央画壇を志向することなく尾道市に永住し、さまざま角度から、地方文化の貢献に生がいをささげた原動力だったと言える。

小林さんは「私の方針としては比較的安い画料で多作して、その作品を世に放出して、世を賑わす一方ではその画料を蓄積してかた放出して、地方文化人たちの何かの役に立つことを志している。こんな姿勢は「芸術家気取り」の人たちには不向きで、それらの人は私をちやう笑するだろうが、私は平気である。」と高言してはばか

感じさせるからである。(中略)

「上高地への道」「カプリ島風景」などは、まだ多彩さが発揮されてなく、むしろ落着いた画風であるが、「婦人像」「人形を持つ娘」になると、一変して赤系の強烈な色彩になっている。小林先生のパテントとも言える岩礁や岬や

らなかった。

実際、小林さんは独立美術協会に所属しながら、画壇の通弊であるセクショナリズムを超えて、地方の若い有望な画家を育てる苦勞を疎まなかった。それだけではないう。昨年出版された広島県在住画家の画集には、自費を投じた。広島県立美術館の設立に当たっても、多額の寄付を惜しまなかった。山口岳や海の風景を好んで題材にし、その画風も暖かい色彩と自由奔放な筆致が特色であった。作品は大衆にとって、なじみ易いものだった。この画風が小林さんの生き方と見事に照応していた。(中国新聞・昭和四九年一月六日)

## 書家

私は先生の絵も好きだが、字も大変好きである。先生の書ほど、作意のない、天衣無縫な字も珍しい。先生の書を見ていると、自分の心が洗われるような気がする。志賀直哉の小説「暗夜行路」の記念碑が尾道のゆかりの地に出来る時、誰に字を書いて貰うか、志賀氏の意見をきいたところ、どの書家よりも尾道在住の小林和作画伯の字がよからう、とのこと、小林先生が小説の一節を筆にして現在の記念碑となった。(佐藤忠雄・随筆・戻り灯籠より)

私は近年書の方も時々かくが、書の方は、誤字を書いた時のほかに、全然という程書きつぶしをしない。完成したマンネリズムに近い書よりは、粗雑でも、個性的な書でありたいと思っている。

私は絵でも書でも、真剣勝負的な気持ちで書いたものでなければいけないと思う。(小林和作語録)

## 社会奉仕

尾道でも郷里の秋穂でも、先生は実に多くの事業や行事に協力して浄財を投げ出された。とりわけ文化財保護事業・老人福祉事業・青少年育成事業に物心両面から支援を続けてこられた。秋穂町・小林奨学金もその一例である。

山口県でも県立美術館建設計画があつて、橋本前山口県知事からも先生の御協力をお願いしていた。惜しいことにその美術館ができないうちに、先生は逝去せられた。

しかしその約束は、昨年の秋、敏子未亡人によって果たされた。遺作三八八点と、師友林武・梅原龍三郎等の絵、南画、浮世絵などコレクション五四点計四四二点を寄贈され、今年一月二〇日から一月五日まで、その一部の披露展が山口県立博物館で開かれた。

## 遺徳を偲ぶ

秋穂町名誉町民であつた先生の記念碑「小林和作先生頌徳碑」は、先生の遺徳を偲ぶ町民の浄財で秋穂町立中央公民館境内に建てられ、昨年一月六日除幕式があつた。式には敏子未亡人、碑文を書かれた文化勲章に輝く師友の中川一政画伯、橋本山口県知事らが臨席されて行われた。

(秋穂町教育委員会囑託)

田中 稔記)

